

令和5年度首席家庭裁判所調査官事務打合せに  
おける協議の結果について

本事務打合せにおいて、高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官として講じるべき方策やその方向性等について協議された内容の要点は、以下のとおりである。

## 第1 家庭局関係

### 1 家庭裁判所調査官の役割・機能を明確にするとともに確実に実践するために検討すべき事項

家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）は、より良い司法サービスの提供というデジタル化の目的と、家庭裁判所の紛争解決機能の強化のために家裁調査官が発揮すべき役割・機能の双方を常に意識しながら、家庭裁判所の事務に精通している立場を生かし、調査事務以外のデジタル化の検討と取組にも積極的に関与していく必要があるという意識は浸透しつつあることが確認された。

デジタル化の検討と取組は、庁に設置されたウェブ会議等の実施に向けた検討体（PT）での検討と、家裁調査官内部での検討を連動させて進めていくとともに、ウェブ会議を用いた調停の先行実施で得られた知見を、ウェブ会議を用いた審判、人訴及び調査官調査の運用開始に向けた検討に生かし、また、ウェブ会議を用いた調査官調査（以下「ウェブ調査」という。）に向けた検討や試行の結果等を、他の手続における運用や運用開始に向けた検討に生かすといった好循環とすることが望ましく、そうした相互作用や相乗効果を意識して取り組むことが重要であることが確認された。

デジタル化における家裁調査官の執務の在り方という観点からは、Microsoft365等のコミュニケーションツールを最大限活用するなどして、事務の合理化、効率化を進めていくことで、家裁調査官がその役割・機能を十分に発揮し、より良い裁判の実現につなげていく必要があることが確認された。複数の高裁管内において、若手家裁調査官の力を活用して、デジタル化における執務の在り方について検討する取組を開始することが紹介された。

ウェブ調査については、令和6年1月からの全国本庁での運用開始に向けた検討、準備を進めていく必要があることが確認された。令和5年6月から試行を行う4庁（東京家裁、大阪家裁、名古屋家裁、福岡家裁）からは、裁判官、書記官等の関係職種も加わって検討を行い、実施要領等の策定などの準備を進めている実情が紹介された。また、ウェブ調査の対象については、令和4年度までの検討結果等を踏まえ、調査の目的を達することができるかという観点から幅広く検討し、当事者に打診していく方針であり、試行の実施状況等については、4庁で共有しながら、ウェブ調査の実施の在り方について必要な検討や修正を行うことが確認された。試行庁以外の庁においては、試行庁からの情報提供も参考にしながら、テレビ会議システム等を利用した調査の実践とその実践結果を基にした検討を継続する必要があるとともに、円滑な運用開始に向けて、関係職種と認識を共有しながら庁全体で検討、準備を進めていく必要があることが確認された。

## 2 組を単位とした執務態勢を基盤に質の高い判断に資する調査事務を実践するために検討すべき事項

組に配てんされた事件について、組の家裁調査官全員の経験や能力を活用し、調査事務の質の確保・向上を図るといふ本取組は、昨年度までの実践を通じて着実に浸透し、成果につながっているが、取組の趣旨、目的に立ち返り、その理解を共通にすることが重要であることを確認するとともに、引き続き、より効果的、効率的な実践を目指して取組を進めていく必要があることが確認された。また、四つの柱（事件情報の共有、調査の方針等の協議、アウトプットの検討及び柔軟な役割分担）を連動させて実践し、その実践の状況について、質的な観点と量的な観点の両面から現状把握と現状分析を的確に行うことで、行動科学の知見に基づいた質の高い議論ができているか、事案に応じてメリハリをつけた効果的かつ効率的な相互検討ができていないかなど、実情を踏まえた課題を把握し、その改善に努めていく必要があること、

そのことを通じて調査事務の質の確保・向上を図っていく必要があることが確認された。

さらに、本取組においては、個々の家裁調査官が主体的かつ積極的に関与し、事件処理に向けた役割を適切に果たすことが、個々の家裁調査官の調査事務能力の向上につながり、ひいては組のチーム力向上につながるという相乗効果を意識して取り組んでいくことも重要であることが確認された。

今後、Microsoft365などのコミュニケーションツールの導入が予定されているところ、デジタル技術を活用した本取組の効果的かつ効率的な実践の在り方についても検討していく必要があることが確認された。

### 3 審理の充実に向けてとりわけ検討すべき事項

#### (1) 今後の家事調停運営の在り方に関して検討すべき事項

各庁において、調停の本質・利点や利用者のニーズを改めて見つめ直し、在るべき調停運営の姿を考え、実践していく取組が行われているところ、これまでの取組の効果検証を踏まえて調停運営をより充実させていくためには、関係職種がそれぞれの役割を十全に果たすとともに、有機的な連携協働を行うことができているかという観点から、検討を進めていく必要があることが確認された。また、検討の進め方としては、まずは、庁の実情について、質的、量的な観点からの的確に把握することが出発点となること、家事調停運営における家裁調査官の関与の課題等については、関係職種と議論し、課題抽出につながる現状把握のための視点及び方法について認識を共有する必要があること、その上で、調停手続全体を見据えて課題を抽出する必要があること、抽出した課題は、その背景事情や要因等を分析して明確化し、課題の改善に向けた方策の検討につなげていく必要があることが確認された。

#### (2) 少年事件処理において検討すべき事項

少年事件におけるデジタル化について各種の検討を進めていく必要があるところ、少年事件におけるウェブ調査については、調査対象、調査場面、調

査方法等の具体的な運用を想定しながら、ウェブ調査の在り方に関する論点を整理し、検討を進めていく必要があることが確認された。

## 第2 人事局関係

家裁調査官の人事管理に関し考慮すべき事項について協議した。

## 第3 裁判所職員総合研修所関係

家裁調査官の研修に関し考慮すべき事項について協議した。